

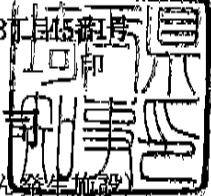
様式第五

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、
特定粉じん発生施設)使用廃止届出書

平成19年 2月 13日

埼玉県 環境管理事務所 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県知事 上田清司



ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条(第17条の12第2項第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	県立名栗げんきプラザ	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	飯能市上名栗1289-1	※受理年月日	年 月 日
施設の種類	温水ボイラー 2台	※施設番号	
施設の設置場所	1F ボイラー室	※備 考	
使用廃止の年月日	H19年 2月 5日		
使用廃止の理由	新規にペレットボイラーに入換える為		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

